

『連鎖倒産を防止したい』

経営セーフティ共済

(経営セーフティ共済は中小企業倒産防止共済制度の愛称です。)

取引先企業の倒産による連鎖倒産を防止するため、共済金の貸付けを受けることができます。

対象となる方

1年以上継続して事業を行っている中小企業者

支援内容

取引先企業が倒産※し、売掛金や受取手形などの回収が困難となった場合、この回収困難額と、積み立てた掛金総額の10倍のいずれか少ない額(貸付限度額8,000万円)の貸付けを受けることができます。

※倒産とは、破産法・民事再生法等の法的整理の申立て、銀行取引停止処分、または弁護士などが代理人となる私的整理をさし、「夜逃げ」などは含まれません。)

■ 毎月の掛金

・掛金月額は5,000円から200,000円の範囲内(5,000円きざみ)で設定でき、加入後増額することもできます。掛金総額が800万円まで積立てることができます。

■ 税法上の特典

・毎年の掛金は必要経費(個人)または損金(法人)に算入できます。

■ 共済金の貸付けの条件

- ・貸付けにあたっては、担保・保証人は必要ありません。
- ・共済金の貸付けは無利子ですが、貸付けを受けた共済金の10分の1に相当する額が掛金総額から控除されます。
- ・償還期間は貸付け額に応じて5年～7年(うち据置期間6カ月)の毎月均等償還です。

■ 一時貸付け金制度

・臨時に事業資金を必要とするときは、解約手当金の範囲内で貸付けを受けることができます。

ご利用方法

- (1) 貴社の事業活動の内容が確認できる金融機関または中小企業団体の窓口から、十分に説明を受けたうえで申し込んでください。
- (2) 中小企業基盤整備機構(中小機構)から共済契約締結書をお送りします。
- (3) 取引先が倒産し、回収が困難となった売掛金債権等が生じましたら、加入の手続きを行った金融機関・中小企業団体で共済金の貸付け請求をしてください。
- (4) 中小機構の審査が済み次第、共済金貸付け決定通知書が届きますので、あらかじめ指定した金融機関で共済金をお借り入れください。

お問い合わせ先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室 TEL:050-5541-7171

URL: <http://www.smrj.go.jp>

全国の金融機関の本・支店
最寄りの商工会・商工会議所
都道府県中小企業団体中央会